

平成27年度第1回厚岸町総合教育会議  
説明・協議事項に関する資料

日 時 平成27年5月1日(金)  
午前10時00分  
場 所 厚岸町役場 2階庁議室

# 会 議 次 第

## 1 開 会

## 2 町長挨拶

## 3 説明・協議事項

(1) 新教育委員会制度と総合教育会議について

(2) 厚岸町総合教育会議の設置と運営について

(3) 厚岸町教育の振興に関する施策の大綱の策定方針等について

(4) 町長と教育委員会委員の意見交換

## 4 閉 会

## 説明・協議事項（１）

### 新教育委員会制度と総合教育会議について

#### I 新教育委員会制度について

##### 1 改正の趣旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

※ 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

##### 2 改正の概要

###### (1) 教育行政における責任体制の明確化

ア 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。

イ 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行い、任期は３年とする（教育委員会は、教育長と４人の委員で組織する。教育委員会の任期は４年）。

ウ 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

###### (2) 総合教育会議の設置、大綱の策定

ア 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。

イ 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、政府が定める教育振興基本計画を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。

ウ 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策や緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。

###### (3) 国の地方公共団体への関与の見直し

いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命若しくは身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示できることを明確化する。

###### (4) その他（経過措置）

ア 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。

イ 旧教育長が在職する間、委員長としての任期は、旧教育長の委員としての任期が満了する日において満了する。

## II 総合教育会議について

### 1 位置付け

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正施行後）の規定により、全ての地方公共団体において創設（設置）される（条例又は規則等において総合教育会議の設置を定める必要はない。）。
- (2) 首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場である（地方自治法に基づきいわゆる附属機関には当たらない。）。
- (3) 教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

### 2 運営等

#### (1) 会議の招集

- ア 原則として首長が招集する。
- イ 必要に応じて教育委員会が総合教育会議の招集を求めることも可能

#### (2) 会議の公開

住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨から、原則として公開することとされている。

#### (3) 議事録

議事録の作成とその公表について、努力義務が課されている。

#### (4) 協議内容

教育の振興に関する施策の大綱の策定やその変更に関する協議のほか、教育の条件整備など重点施策の協議や、児童、生徒等の生命又は身体の保護や緊急に場合に講ずべき措置に関する協議を行うこととされている。

#### (5) 協議・調整の結果

首長と教育委員会は、共にその結果を尊重しなければならない。

#### (6) 会議の庶務等

首長が総合教育会議を招集することに鑑み、首長部局で行うことが原則とされている。ただし、当該事務を教育委員会に委任し、又は補助執行させることができる。

#### (7) その他の事項

総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正施行後、自動的に設置されるものではない。また、会議運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が定めることとされており、当事者間で合意したものが内規として位置付

けられる。

### 3 会議運営等に関する考え方（文部科学省説明会からの抜粋）

（Q 1）教育委員の間で意見が分かれた場合はどうしたらよいか。首長も含め過半数で決めるのか。また、教育委員に欠席者がいた場合はどう決めるとよいか。

A 総合教育会議は首長と教育委員の意見をすり合わせるための会議であり、その場で意見をまとめなければならないというものではない。教育委員の間で意見が分かれた場合は、一度持ち帰り、意見調整してから、改めて総合教育会議を開催するとよい。首長と協議をするのは、個々の教育委員ではなく教育委員会であり、教育委員の間で意見がバラバラというのはあり得ない。

（Q 2）総合教育会議の構成員に、首長の意向で学識経験者を常時含めることで、構成員に加えることはできるか。

A 同じ意見聴取者を毎回呼ぶことは可能。しかし、構成員として追加することはできない。あくまで意見を聞くだけで、決定権限があるのは、法律上、首長と教育委員会だけである。

（Q 3）総合教育会議に、首長の代わりに副市長等の代理出席は可能か。

A 代理出席は想定していない。入院していて長期療養中といった場合など、考えられなくもないが、基本的には首長本人が運営すべきものである。

（Q 4）総合教育会議の原則公開について、予算は議会前に詳細の部分まで公開することができない。いじめなど緊急事態の案件は個人情報扱うことが多く公開しづらい。公開、非公開の判断を誰がどのタイミングとするのか。決定までの流れについて教えてほしい。首長がここから先は非公開とする旨会議の中で発言し、教育委員会もそれに同意したら非公開になるという流れでよいか。

A お見込みのとおり。会議開催前に司会役をする首長と公開できる事項と非公開にすべき事項を事前に話をして、仕分けをしておくとうよい。例えば、予算で言えば、大枠の議論のところで総合教育会議を開催すれば公開できる。この事業は何箇所といった個別具体的なことを決める最後の方で開催すると今は言えないということになってしまうので、できるだけ早い時期にざっくりした議論をしてもらうと公開できる。

いじめ自殺事件の場合も、公開できる話と公開できない話がある。個人名が出てくるようなアンケート調査の結果の具体的な中身などであれば公開できないが、アンケートの仕方や実施の時期、アンケートの項目の内容といった今後の再発防止策的な議論であれば公開の場でできる。

なるべく公開できる部分が増えるように仕分けをして、事前に事務局同士で決めておいて、会議の場で首長に仕切ってもらおうといった形で進めていただきたい。

(Q5) 総合教育会議と既存の審議会との位置付けはどうか。総合教育会議で方針を出し、審議会に諮り、教育委員会で決定というイメージか。

A 執行機関が判断する際に意見を聞くのが審議会の役割であり、必然的に位置付けが異なる。また、総合教育会議は協議又は調整を行う話し合いの場であり、必ずしも決定する場ではない。

〈地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）（平成27年4月1日施行）〉

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定め

るところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 説明・協議事項（２）

### 厚岸町総合教育会議の設置と運営について

#### 厚岸町総合教育会議設置要綱（案）

##### （設置）

第1条 町長と教育委員会が、十分な意思の疎通を図り、町の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、連携して町の教育行政に取り組むため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、厚岸町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

##### （所掌事務）

第2条 会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び事務の調整を行う。

- (1) 町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

##### （組織）

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

##### （会議）

第4条 会議は、町長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議は、町長、教育長及び過半数の教育委員会の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 第2条第3号に規定する協議を行う必要が生じた場合において、町長又は教育長が不在のときは、前条並びに第1項及び前項の規定にかかわらず、町長又は教育長があらかじめ指名した者がその職務を代行することができる。

##### （意見の聴取）

第5条 会議は、協議及び事務の調整を行うに当たって必要があると認めるときは、関

係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議及び事務の調整に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書により非公開とした部分を除き、町のホームページに掲示することにより行うものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総務課総務係において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において協議して定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

厚岸町教育の振興に関する施策の大綱の策定方針等について

第5期厚岸町総合計画・後期行動計画（抜粋）

《基本目標》 個性と感性がきらめくまちづくり

I 学校教育

厚岸町の学校教育の実態を的確に捉えながら、学校・家庭・地域がこれまで以上に連携し、地域の教育力を活用した適切かつ効果的な教育行政の執行に努めます。

また、安全で安心な給食の提供と地産地消などの食育の充実に努めます。

1 教育活動の充実

(1) 確かな学力の育成と指導の充実

ア 確かな学力の向上

学習意欲を基盤とした基礎的・基本的な知識・技能の習得とその活用を通じ、思考力、判断力、表現力等をバランスよく伸ばしていくとともに、各教科の指導に当たっては習熟度別指導に重点を置いた少人数指導やチームティーチングを積極的に取り入れ、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導に努めます。

イ 家庭・地域社会との連携

基本的な生活習慣（学習指導）に関する課題については、学校と家庭・地域社会との連携を図りながら改善に努めます。

ウ 教職員研修の充実

教職員の資質向上を図るため、教職員個々の適正や課題に応じて各種研修や講座への参加を促すとともに、研修機会の有効活用を促進します。

(2) 豊かな心の育成

ア 心の教育の推進

各教科、特別活動など、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実に努め、自他の生命や人権を尊重する心、思いやりの心など「豊かな心」を育みます。

イ ふるさと教育の推進

「厚岸音頭」の児童生徒への普及を図るとともに、郷土に受け継がれた文化を継承し、本町の宝である歴史や文化を学ぶ「ふるさと教育」を通じ、地域を大切に作る心を育みます。

### (3) 健康・安全に関する指導の充実

#### ア 防災教育の充実

「想定にとらわれない」「その状況下において最善を尽くす」「率先垂範者たれ」の「避難三原則」を柱に、防災に関する授業を実施し、子どもたちが自らの力で状況に応じた判断や行動ができるよう、危機を回避する力の習得と防災意識の高揚に努めます。

#### イ 健康教育の推進

各学校が策定する体力向上プランに基づき、子どもの体力向上に向けて関係機関と連携しながら、効果的な健康・体力づくりの推進に取り組むとともに、食育の各種安全教育などを通して、子どもたちが自分の健康や安全について考える、健康の自己管理能力の向上を図ります。

### (4) 社会の変化に対応する能力の育成

#### ア 環境教育の推進

児童生徒の環境に対する意識を高め、環境保全などへ自ら関わろうとする態度を養うため、身近にある自然や施設、人材などを活用し、体験を重視した教育活動を推進します。

#### イ 国際理解教育の推進

急速に進展する国際化に対応するため、自国の文化や伝統を理解したうえで、ALTなどの活用により、他国の文化や伝統に触れ、共に歩む姿勢を身につける国際理解教育を推進します。

#### ウ キャリア教育の推進

将来、社会人・職業人として自立するために、社会見学や職場体験学習を実施し、自己の生き方を考える基盤づくりと子どもの発達段階に応じた職業観や勤労観を育てる教育を推進するとともに、自己実現を図るための進路指導の充実に努めます。

### (5) ニーズに応じた支援

#### ア 相談体制の充実

学校や教育委員会における子どものニーズに応じた支援の継続と、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実に努めます。

#### イ 特別支援教育の充実

各学校の校内支援体制の強化を図り、障がいのある児童生徒の状況を的確に把握し、適切な指導を行うとともに、必要に応じた学級支援員の配置や校内施設、特別支援教室の整備・充実に努めます。また、保育所や幼稚園等の関係機関との連携を図りながら、幼児期からの子どもたちの健やかな成長発達を支援します。

## 2 学校給食の充実

### (1) 安全管理の徹底

- ア 食材や調理器具、食器などの安全性の確保と調理従事者の健康管理に努めます。
- イ 食中毒の未然防止を図るため、関係機関と連携を密接にしながら、その対策を積極的に推進します。
- ウ アレルギーを持つ児童生徒に対するアレルギー除去食や代替食の提供を適切に行い、安全・安心な学校給食の実施に努めます。

### (2) 食育の推進

- ア 食に関する正しい理解と適切な判断力を養い、心身の健全な発達を促すため、学校と連携した食育を推進します。
- イ 生産者団体との連携を図りながら地産地消による食育を推進します。
- ウ 給食センター研修室を活用し、保護者等を対象とした食育の啓発を行います。

## 3 教育施設・設備の充実と廃校舎の利活用

### (1) 教育施設・設備の充実

よりよい学校づくりの一環として、施設・設備の適切な維持管理と学校ICTを活用した教育環境の充実に努めます。

### (2) 教員住宅の整備

老朽化した住宅の建替えや改修、修繕を計画的に実施し、安心快適な住環境を提供することにより、学校現場における教育の充実に努めます。

### (3) 廃校舎の利活用

廃校舎の有効活用法について検討するとともに、情報提供と情報収集に努めます。

## 4 高等学校等への支援

### (1) 生徒指導の充実

厚岸町小中高児童生徒連絡協議会の機能を活用し、義務教育と高等学校教育の生徒指導の連携を図ります。

## (2) 学校行事の公開と協力

学校行事の一般公開や体験入学などの機会の充実と公開授業を通して、教員が互いに交流する機会の確保と充実に努めます。

## (3) 地域産業との連携

ア 地域産業の将来展望に立った地元密着型の教育の推進に協力します。

イ 高等学校が進める教育機能と地域住民や産業団体などとの活動連携などを支援します。

ウ 生徒の進路の安定化を図るため、地元雇用の促進に努めます。

## (4) 翔洋高等学校への支援

ア 高等学校存続に向け、通学の利便性向上と志願者確保のため、路線バス利用に対する通学費一部助成を継続するとともに、学校施設整備の充実支援に向け、関係機関への働きかけに努めます。

イ 高等学校と連携しながら、特色ある教育課程を広く周知するための取組を推進します。

## 5 奨学金制度の活用

奨学基金の健全運用を図るとともに、高等学校や短期大学、専門学校、大学への就学支援のため、奨学基金制度のPRと利用促進を図ります。

## 6 家庭・地域社会と学校との連携

### (1) 開かれた学校づくりの推進

ア 家庭や地域において、学校教育活動への理解と協力を促進するため、参観日や学校行事を積極的に地域住民に公開するとともに、学校だよりを通して学校情報の発信に努めます。また、大規模校における学校評議員制度を活かしながら、地域の学校の良い関係の構築に努めます。

イ 学校の自己評価の公表や学校関係者評価の実施を促進し、学校・家庭・地域が共通の課題意識を持って連携・協力できる体制整備に努めます。

### (2) P T A 活動への支援

学校と家庭をつなぐ役割とともに、家庭の教育力を高めるため、P T A 活動を支援します。

### (3) 地域や自治会との連携

地域や自治会との連携を図り、学校管理下外における児童生徒の指導充実に努めるとともに、児童生徒の安全確保に努めます。

### (4) 生涯学習施設や児童館との連携

生涯学習施設と学校との連携を密にし、学習の場としての活用を促進すると

ともに、児童の放課後活動の充実のため、児童館と学校との職員間交流や情報共有に努めます。

## II 生涯学習

生涯にわたりあらゆる機会と場所において学ぶことができるように活動の場と情報の提供を行い、学んだ知識や技術を活かしての社会活動を奨励し、町民だれもが心豊かな人生を送るための環境づくりに努めます。

### 1 生涯学習推進体制の充実

#### (1) 社会教育関係団体の育成と支援

関係団体の育成と活動促進を図るため、団体の活動状況の把握と情報提供に努めるとともに、研究・研修機会の拡充を図り、資質の向上に努めます。

#### (2) 指導者の確保と充実

町民の学習機会の充実のため、あらゆる分野で資格の有無にかかわらず優れた人材の把握に努め、活動の場の拡充を図ります。

#### (3) 社会教育中期計画の推進

施策の基本的な方向と具体的な施策を示す「厚岸町社会教育中期計画」に基づき、生涯学習推進の展開に努めます。

### 2 生涯学習活動の促進

#### (1) 豊かな人間性を培う家庭教育の充実

家庭環境の大切さや基本的な生活習慣のしつけなど、子どもの豊かな人間性を培うために、子育て中の親を対象とした家庭教育事業の実施に努めます。

#### (2) 青少年の健全育成の充実

道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸などの生涯学習施設を活用し、学校や地域との連携の中で、青少年の健全育成を図るとともに、郷土愛を高める事業の実施に努めます。

#### (3) ライフスタイルに応じた多様な学習機会の充実

町民が心豊かで生きがいのある生活を送るため、町民の学習ニーズと社会的背景を考慮した様々な講座などを実施するとともに、学んだ成果を活かせる体制の整備に努めます。

#### (4) 様々な学習に係る情報提供の充実

関係部署との連携やインターネットを活用し、行政・各団体・民間などの様々な学習に関する情報の提供に努めます。

#### (5) 図書館活動の充実

ア 本やCDなど図書館資料を計画的に整備するとともに、イベントや後援会を開催し、町民の利用の拡大と読書活動の促進に努めます。

イ 「厚岸町子ども読書活動推進計画」に基づき、読み聞かせなど子どもに対する読書支援に努めます。

ウ レファレンス・サービスを充実し、インターネットなどを活用した情報収集のほか、利用者が求める様々な情報の提供に努めます。

エ 各種映画上映会を開催し、芸術文化の向上に努めます。

### 3 生涯学習施設の整備充実

#### (1) 生涯学習施設の整備と活用

町民の教育的・文化的学習要求に対応するため、情報館や海事記念館、郷土館、太田屯田開拓記念館、各公民館の維持管理と、それぞれの機能を活かした多様な事業の展開に努めます。

#### (2) 道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸の利用促進

主に青少年活動の拠点施設として道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸の積極的な利用の促進を推奨し、各サークルや団体活動の活性化に努めます。

## Ⅲ 文化

優れた芸術鑑賞の機会や創作発表の場の拡充を図るとともに、文化施設の整備、文化活動指導者の確保と養成、文化団体やサークルの育成に努めます。

また、文化財の保護・保存や調査などの計画的な推進と、文化財保護思想の啓発普及に努めます。

### 1 芸術文化活動の促進

#### (1) 芸術文化活動の充実

地域に根ざした文化活動の発展のため、文化団体などを支援するとともに、優れた芸術・芸能・文学などに触れる機会の提供に努めます。

#### (2) 鑑賞と活動の場の充実

芸術文化活動の場として真龍小学校をはじめ、施設の効果的な活用を図ります。

### 2 文化遺産の保全と継承

#### (1) 文化財の保護・保存

ア 重要文化財、有形文化財、無形文化財、史跡、天然記念物などの指定文化財の適切な保存方法の検討と計画的な整備に努めます。

イ 埋蔵文化財について、引き続き文化財パトロールを実施し、遺跡の保存に

努めます。

ウ 新たな文化財の情報収集と調査に努めます。

## (2) 文化財の活用

ア 個々の指定文化財についての情報を発信するとともに、展示などによる有効活用に努めます。

イ 発掘調査によって出土した遺物の展示などによる有効活用と、遺跡保護思想の啓発に努めます。

## IV スポーツ

町民だれもが、それぞれの体力や年齢、技術、趣味、目的などに応じて、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境づくりを進めます。

### 1 スポーツ活動の促進

#### (1) 生涯スポーツの促進

ア 生涯にわたるスポーツ活動の促進

スポーツ実態調査やスポーツ障害調査に基づき、個々の体力や年齢、技術などに応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの普及に努めます。

イ 高齢者・障がい者のスポーツ活動の促進

高齢者同士や異世代交流の場として、軽スポーツ・レクリエーション活動の普及に努めます。また、障がい者のスポーツに対するニーズを把握するとともに、健常者との交流等も含めた障害者スポーツの普及に努めます。

ウ アウトドアスポーツの振興

恵まれた自然の中で豊かな人間性などを養うことができるアウトドアスポーツの普及を図りながら、マナーの徹底や事故防止のための知識の普及・啓発に努めます。

エ ニュースポーツの振興

個々の年齢や体力に合わせてだれでもが気軽に参加でき、地域の連帯感の育成にも役立つ、ニュースポーツの普及を図ります。

オ 海洋性スポーツの振興

ヨットやカヌー技術を競うB&G北海道ブロック・水上の部スポーツ交流交歓会への積極的な参加やレクリエーション・スポーツとしての海洋性スポーツ活動を通じて青少年の健全育成を図ります。

#### (2) 競技スポーツの振興

競技人口の底辺拡大に努めながら、競技力や技術力などの向上を図るため、競技団体間のスポーツ交流の場の拡充を図ります。また、全道・全国規模の各種大会の誘致に努めます。

## **2 スポーツ推進体制の充実**

### **(1) 指導者の養成・確保**

町民の多様なニーズに応えるため、科学的なトレーニング方法やスポーツ障害予防の知識、技術を学ぶ講習会、研修会の開催により、指導者の養成と確保に努めます。

### **(2) 学校体育施設開放事業の充実**

利用者ニーズに応じた学校体育施設の開放条件などを整備し、地域の団体が身近に活動できる施設としての利用促進を図ります。

### **(3) 子どもの体力向上とスポーツ活動の促進**

子どもの体力・運動能力の向上を図るため、体を動かす場を積極的に提供するとともに、スポーツ団体の育成に努めます。

### **(4) スポーツ情報の提供**

スポーツやレクリエーションの普及・促進のため、スポーツ情報の提供に努めます。

## **3 スポーツ施設の整備充実**

快適なスポーツに親しめる施設確保のため、老朽化が進む施設の整備充実に努めるとともに、施設の有効利用について検討・協議を進めます。